

## 第1回 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会

日時：平成22年4月28日（水）

13時30分～15時30分

場所：県庁17階会議室（17-A-1）

### 会 次 第

#### 1 開 会

#### 2 挨拶

#### 3 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会設置について

#### 4 議 題

(1) 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会の公開について

(2) 21世紀における農業試験研究体制のあり方検討委員会の  
設置理由と進め方について

(3) 農業試験研究体制の現状等について（資料1）

(4) 農業試験研究の課題等について（資料2）

(5) その他

#### 5 閉 会

第1回 21世紀における農業試験研究確立体制検討委員会出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考 (代理出席)
鹿児島県農業経営者クラブ	会 長	ほり ぐち やす ひさ 堀 口 泰 久	
鹿児島県農業青年クラブ連絡協議会	会 長	しょう き まこと 笑 喜 誠	
鹿児島県生活研究グループ連絡協議会	会 長	まつ した よう こ 松 下 洋 子	
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター	所 長	いん べ とき お 井 邊 時 雄	欠席
鹿児島大学農学部	農学部長	いわ もと いずみ 岩 元 泉	
鹿児島大学法文学部	教 授	みや きこ とし みつ 宮 廻 甫 允	
市町村長代表	薩摩川内市長	いわ きり ひで お 岩 切 秀 雄	薩摩川内市農林水産部長 きり すし こう せい 切 通 幸 生
鹿児島県農業協同組合中央会	常務理事	まえ だ ひで ふみ 前 田 英 文	営農・農家経営対策 部部長 松下 欣隆
鹿児島県食料産業クラスター協議会	会 長	さか もと あき お 坂 元 昭 夫	
元食品安全性問題研究会	会 長	まつ ばら こういちろう 松 原 弘一郎	
日本政策金融公庫鹿児島支店	鹿児島県 農林水産事業統轄	すみ がわ ゆう じ 澄 川 勇 治	
鹿児島銀行	営業支援部 アグリクラスター 推進室長	すわだ とし ろう 諏訪田 敏 郎	

## 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会設置要綱

### (名称)

第1条 この委員会は、21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、時代の要請に的確に応えられる試験研究体制のあり方について検討を行い、今後の整備の方向性等について提言を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

### (役員)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員による互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、鹿児島県農政部経営技術課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

## 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
鹿児島県農業経営者クラブ	会 長	ほり ぐち やす ひさ 堀 口 泰 久	
鹿児島県農業青年クラブ連絡協議会	会 長	しょう き まこと 笑 喜 誠	
鹿児島県生活研究グループ連絡協議会	会 長	まつ した ほう こ 松 下 洋 子	
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター	所 長	いん べ とき お 井 邊 時 雄	
鹿児島大学農学部	農学部長	いわ もと いずみ 岩 元 泉	
鹿児島大学法文学部	教 授	みや さこ とし みつ 宮 廻 甫 充	
市町村長代表	薩摩川内市長	いわ きり ひで お 岩 切 秀 雄	
鹿児島県農業協同組合中央会	常務理事	まえ だ ひで ふみ 前 田 英 文	
鹿児島県食料産業クラスター協議会	会 長	さか もと あき お 坂 元 昭 夫	
元食品安全性問題研究会	会 長	まつ ばら こういちろう 松 原 弘 一 郎	
日本政策金融公庫鹿児島支店	鹿児島県 農林水産事業統轄	すみ がわ ゆう じ 澄 川 勇 治	
鹿児島銀行	営業支援部 アグリクラスター 推進室長	すわだ とし ろう 諏訪田 敏 郎	

## 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会傍聴要領（案）

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙などはできません。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等はありません。（ただし、委員長が認めた場合はその限りではありません。）
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、従われない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。